

(表)
土地所有者に関する事項

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (抜粋)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(4) (略)

(5) 事業主 特定事業に供する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(6) (略)

(事業施行者等の責務)

第 3 条 (略)

2 事業主及び事業施行者は、その施工する特定事業区域の周辺関係者(隣接地の所有者、周辺住民及び水利権者その他の規則で定める者をいう。)に対し、当該特定事業の内容について事前に説明しなければならない。事業主に対して土地を提供した土地の所有者は、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、その所有する土地を適正に管理しなければならない。

3 事業主及び事業施行者は、当該特定事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 土地の所有者は、土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認し、これらのおそれがある土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(土地所有者の義務)

第 23 条 第 5 条の 3 の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第 5 条の 3 の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(裏面に続く)

(裏)

(土地所有者に対する勧告)

第 24 条 市長は、特定事業に第 5 条に規定する不適正な土砂等が使用されていることを確認したときは、第 5 条の 3 の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により第 5 条に規定する不適正な土砂等となった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第 5 条の 3 の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (抜粋)

(土地所有者による施工状況の把握)

第 19 条 条例第 23 条第 1 項の規定による土地の所有者の特定事業の施工状況の把握は毎月一回以上、当該同意に係る特定事業の施工状況が、同意にあたり確認した土地の埋立て等の内容に違反していないか及び当該特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがないかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、自ら確認することが困難であるときは、他の者(当該特定事業の条例第 6 条の許可を受けた者及び事業施行者を除く)に確認させることにより行うことができる。